

# 審決

訂正 2016-390093

神奈川県川崎市川崎区田辺新田 1 番 1 号  
請求人 富士電機 株式会社

東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 番 1 号 新東京ビル 中村合同特許法律事務所  
代理人弁理士 辻居 幸一

東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 番 1 号 新東京ビル 中村合同特許法律事務所  
代理人弁理士 高石 秀樹

東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 番 1 号 新東京ビル 中村合同特許法律事務所  
代理人弁理士 鈴木 信彦

特許第 5333241 号に関する訂正審判事件について、次のとおり審決する。

## 結 論

特許第 5333241 号の特許請求の範囲を本件審判請求書に添付された特許請求の範囲のとおり、訂正後の請求項 1 について訂正することを認める。

## 理 由

### 第 1 手続の経緯

本件特許第 5333241 号（以下、「本件特許」という。）は、平成 11 年 11 月 26 日を出願日とする出願である特願平 11-336130 号を原出願とする特許法第 44 条第 1 項の規定による新たな特許出願として、平成 22 年 1 月 8 日に特願 2010-2485 号として特許出願され、平成 25 年 8 月 9 日に特許権の設定登録がされ、その後、平成 28 年 7 月 12 日に本件訂正審判が請求されたものである。

### 第 2 請求の趣旨

本件訂正審判の請求の趣旨は、本件特許の特許請求の範囲を本件審判請求書に添付した訂正特許請求の範囲のとおり訂正することを認める、との審決を求めるものである。

### 第 3 訂正事項

本件特許請求の範囲の請求項 1 に「第 1 導電型」とあるのを「n型」と訂正する。

### 第 4 当審の判断

#### 1. 訂正事項 1 について

(1) 訂正の目的の適否について（なお、下線は、当審において付与した。以下、同じ。）

訂正事項 1 は、本件訂正前の請求項 1 における、「第 1 導電型低不純物濃度のドリフト層を形成する第 1 導電型低不純物濃度の FZ 基板を用い」ること、および、「前記第 2 主面から前記高不純物濃度層と前記 FZ 基板の前記 第 1 導電型低不純物濃度のドリフト層との境界までの前記高不純物濃度層を形成すること」を、「n型低不純物濃度のドリフト層を形成する n型低不純物濃度の FZ 基板を用い」ること、および、「前記第 2 主面から前記高不純物濃度層と前記 FZ 基板の前記 n型低不純物濃度のドリフト層との境界までの前記高不純物濃度層を形成すること」とするものであり、「第 1 導電型低不純物」と「n型低不純物」とは技術常識に照らして、上位概念と下位概念

の関係にあることが明らかであるから、訂正事項 1 は、特許請求の範囲の減縮を目的とするものである。

したがって、当該訂正事項 1 は、許法第 126 条第 1 項ただし書第 1 号に掲げる「特許請求の範囲の限縮」を目的とするものである。

(2) 訂正が本件特許明細書、特許請求の範囲または図面に記載した事項の範囲内のものであるか否かについて

願書に添付した明細書の段落【0022】には、「次に、本発明の各実施形態を添付図面に基づいて説明する。図 1 は本発明の実施形態 1 に係る縦形ダイオードの断面構造を示す一部断面図である。本実施形態の縦形ダイオードは 1200V 耐圧ダイオードであって、 $n^-$ ドリフト層 3b を形成する  $n$  型低不純物濃度の FZ ウェハを用いて製造される。FZ ウェハの表面側には素子活性領域及びアルミニウムのアノード電極 8 が形成されている。ここで、ダイオードの素子活性領域（核心部）とは、 $p^+$ アノード層 4 と  $n^-$ ドリフト層 3b との  $pn$  接合を意味する。FZ ウェハの裏面最表側には  $n^+$ カソード層 1b が形成されており、その  $n^+$ カソード層 1b 上にはアルミニウムのカソード電極 9 が被着されている。」と記載されているから、「FZ 基板」は、「 $n$  型低不純物濃度」の「FZ 基板」が記載されているといえる。

したがって、当該訂正事項 1 は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内の訂正であり、特許法第 126 条第 5 項の規定に適合するものである。

(3) 訂正が実質上特許請求の範囲を拡張し、または変更するものであるか否かについて

訂正事項 1 は、上記「(1)」で述べたとおり、本件訂正前の請求項 1 に記載された「第 1 導電型低不純物」を「 $n$  型低不純物」に限定するものであるから、特許請求の範囲の減縮を目的とするものである。

そして、当該訂正事項 1 は、カテゴリーや対象、目的を変更するものではないから、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものには該当せず、特許法第 126 条第 6 項の規定に適合するものである。

(4) 訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるか否かについて

本件訂正後の特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができないとする理由を発見しない。

したがって、訂正事項 1 は、特許法第 126 条第 7 項の規定に適合する。

## 第 5 章 結論

以上のとおり、本件訂正審判の請求に係る訂正事項 1 は、同条第 1 項ただし書第 1 号に掲げる事項を目的とするものであり、かつ同条第 5～7 項の規定に適合するものである。

よって、結論のとおり審決する。

平成 28 年 9 月 26 日

審判長	特許庁審判官	深沢 正志
	特許庁審判官	小田 浩
	特許庁審判官	加藤 浩一

---

審判長	特許庁審判官	深沢	正志	9068
	特許庁審判官	加藤	浩一	8617
	特許庁審判官	小田	浩	9188